

70歳以上のかたと、一定の障害のある65歳以上のかたは

老人保健でお医者さんに



満70歳以上のかたと、一定の障害のある65歳以上のかたは、お医者さんにかかるとき、老人保健医療制度で治療を受けることになります。この制度の対象者には、「健康手帳」と「医療受給者証」が交付されます。お問い合わせは社会福祉課へ。☎(866)2093

老人保健医療制度の対象者は？

老人保健医療制度の対象となるのは、一定の条件にあてはまるかたです。なお、該当するかたで、「医療受給者証」をお持ちでないかたは、社会福祉課に申請をしてください。

満70歳以上のかた

満70歳の誕生日の翌月から制度の対象になります。ただし、月の初日(1日)が70歳の誕生日のかたは、その月から対象になります。

なお、対象となるかたには、はがきで通知します。

一定の障害のある65歳以上のかた

下記の条件に該当するかたも対象です。

- ・身体障害者手帳の等級で1～3級
- ・身体障害者手帳4級の音声機能・言語機能
- ・身体障害者手帳4級で下肢障害1・3・4号
- ・療育手帳A
- ・障害年金証書1・2級
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級

お医者さんにかかるときは？

病院では、「保険証」といっしょに「健康手帳」と「医療受給者証」を窓口で提示してください。



医療費などの自己負担額は？

お医者さんにかかったときは、外来(通院)・入院中の医療費や食事代、薬剤費の一部負担金を窓口で支払ってください。4月1日(木)からの医療費は次のとおりです。

外来(通院)

1日につき530円です。ただし、1か月に4回(2,120円)を限度として、ひとつの医療機関ごとに支払います。なお、医科と歯科では別々に支払います。

入院

1日1,200円で、入院日数分を支払います。

ただし、住民税非課税世帯等のかたは、1か月に35,400円を限度とします。この場合、「入院時一部負担金限度額適用認定証」が必要です。また、住民税非課税世帯等で、老齢福祉年金を受けているかたは、1日500円を入院日数分支払いますが、この場合には「入院時一部負担金減額・薬剤一部負担金免除認定証」が必要です。いずれの場合も、申請手続きをしてください。

入院中の食事代

入院中の食事代は、右表のとおりです。なお、住民税非課税世帯等のかたは、「標準負担額減額認定証」が必要です。申請してください。また、表中の90日を超える入院とは、過去12か月間の入院日数が91日以上のことです。

入院中の食事代

一 般		1日	760円
住民税が非課税の世帯など	90日までの入院	1日	650円
	90日を超える入院	1日	500円 (91日目から)
住民税が非課税の世帯等で老齢年金を受けているかた		1日	300円

外用薬と頓服薬(内服薬とは別に計算されます)

外用薬 (湿布、目薬など)			頓服薬 (解熱剤、鎮痛剤など)
1種類	2種類	3種類以上	1種類につき 10円
50円	100円	150円	

薬剤費

内服薬(1日分)

1種類	2～3種類	4～5種類	6種類以上
無料	30円	60円	100円

異動や引っ越しのシーズンです 国民年金の届け出も お忘れなく!!

国民年金に加入しているかたは、就職や結婚など人生の節目に、国民年金への届け出が必要になります。届け出が遅れると、将来、年金が減らされたり、もらえなくなったりすることがあります。次のような場合には必ず届け出をして、将来のトラブルを防ぎましょう。

届け出は国民年金課、土崎支所、新屋支所へどうぞ。

こんなときは届け出を!!

- ▶ サラリーマンの夫の扶養になったとき
年金手帳、印鑑、健康保険証が必要
- ▶ 60歳前に退職したとき
年金手帳、離職証明(または退職辞令)が必要
- ▶ サラリーマンの夫が離職したとき
年金手帳、夫の離職証明(または退職辞令)が必要
- ▶ 他の市町村から転入したとき
年金手帳が必要

平成10年度の保険料は 4月30日までに納めましょう

平成10年度の納入通知書は、5月1日(土)以降は使えません。保険料を納めないままにしておくと、年金を受け取るために必要な期間を満たすことができなくなることがあります。定められた期間内に納めましょう。

平成11年度の保険料は 前年と同額の月13,300円です

平成11年度の保険料は月額13,300円。保険料は、まとめて納めると割り引かれる前納割引制度があります。平成11年度分を前納すると、3,850円の割り引きがあり、お得です。前納は4月30日(金)までに済ませてください。

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利で確実

国民年金保険料の納付は、手間が省けて、納め忘れがない口座振替をお勧めします。手続きは市内の各金融機関、国民年金課、土崎支所、新屋支所へどうぞ。

問い合わせ 国民年金課 ☎(866)2097

市役所からの

お知らせ

固定資産税の 納税通知書をお送りします

平成11年度の固定資産税の納税通知書を4月1日(木)にお送りします。通知書には、課税明細書がついていますので、資産の内訳をよくお確かめください。

なお、固定資産税の第1期の納期限は4月30日(金)です。災害など特別な事情のあるかたには減免の制度がありますので、お問い合わせください。

また、土地評価額の基礎となる路線価図を資産税課、土崎支所、新屋支所でお見せしています。

問い合わせ 資産税課 ☎(866)2056、☎(866)2057

人間ドックの受診料を助成

国民健康保険に入っている昭和5年4月2日から40年4月1日までに生まれたかたを対象に、日帰り人間ドックを受けるとき、受診料の約7割を助成します。自己負担額は1万円～1万6千円です。

医療機関 市立秋田総合病院、秋田赤十字病院、中通健康クリニック、秋田組合総合病院、秋田県総合保健センター

申し込み 4月1日(木)から15日(木)まで、保険証を持って国民健康保険課または土崎支所、新屋支所へ。申し込み多数の場合は抽選になります。受診日時は、後日、医療機関から直接本人にお知らせします。国民健康保険課 ☎(866)2098

はり・きゅう・マッサージの 費用を助成します

国民健康保険に入っている55歳以上のかたが、はり・きゅう・マッサージを受けるとき、1回につき800円の受療費を助成します。年間40枚を限度に受療券を交付します。

申し込み 4月1日(木)から、保険証を持って国民健康保険課または土崎支所、新屋支所へ。国民健康保険課 ☎(866)2098

悪臭・騒音・振動の 規制地域が拡大されます

市街化区域など、住宅が集中している地域などにある工場や事業場から発生する悪臭や

気をつけて はじめはすべて 小さな火 4月4日(日)から10日(土)は春の火災予防運動です。この機会に、日頃忘れがちな火の恐ろしさを改めて認識して、絶対に火災を起こさないにしましょう。消防本部 ☎(823)4000

中土橋で交通規制 4月4日(日)午前7時～7時40分、消防訓練のため、中土橋から県民会館裏にかけて車両の通行ができません。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。問い合わせは城東消防署 ☎(832)3404

